

(議長)

日程第4、報告第1号、放棄したその他の債権の報告についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第1号、放棄したその他の債権の報告についてでございます。

江差町債権管理条例第12条第1項の規定により、別紙調書のとおり債権放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

おはようございます。それでは報告第1号について、補足説明をさせていただきます。議案書2ページの債権放棄調書をご覧ください。

本件につきましては、町の債権管理条例第2条に規定する、その他の債権を放棄した内容でございます。この、その他の債権というのは、いわゆる私債権とも言われるものですが、今回、年度末における各課確認を行った上、調書に記載のとおり3つの債権を放棄致しました。

まずは、水道使用料です。放棄の理由としましては、6人全てが同条例第1項第7号の該当で、債務者の死亡により、回収不能と判断したものです。抜けている年度もありますけれども、平成11年度から平成31年度までの分を放棄しました。記載の件数については、該当年度の各月に賦課した調定額を1件というふうに数えてございます。

次に住宅使用料です。内訳について、1号該当の1人は、生活保護に準ずる状態に

あり、資力の回復が困難で、債権の履行が見込まれないというものです。7号該当の6人は、全て債務者本人の死亡によります。水道料と同じく抜けている年度もありますが、1号、7号の両方をあわせて、平成17年度から平成31年度までの分を放棄しました。

最後に、普通財産に係る土地貸付収入です。2人の7号該当となるもので、1人が失踪によるもので平成20年度分、もう1人が死亡によるもので、平成22年度から24年度までの分を放棄したものです。

以上、放棄した合計は、15人、276件、318万2千344円となりました。

なお、今回の放棄にあたりましては、本年2月8日に開催した町の債権等不納欠損処分委員会において、慎重に審議をまいりました。今後におきましても、債権管理条例に基づき、適切に対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。説明は以上となります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。